

2020年7月15日

株主各位

石川県白山市福留町201-1
北日本紡績株式会社
取締役社長 粕谷俊昭

第97回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年7月29日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月30日（木曜日）午前10時
（新型コロナウイルス感染症の影響により、当社定款に定める定時株主総会招集のための基準日である2020年3月31日から起算して3ヶ月以内に本総会を開催することが困難となったため、基準日を再設定（2020年6月5日）のうえ、本定時株主総会の開催を延期しております。これにより、例年とは開催時期が異なっておりますので、ご注意ください。）
2. 場 所 石川県白山市西新町152番地7
グランドホテル白山
2階 グローリーホール
3. 目的事項
報告事項 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ktbo.co.jp>）に掲載させていただきます。

ご出席株主様へのお土産の配布を本年は取りやめさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における国内外景気は、緩やかな回復基調を辿るものとの予想下にありましたが、米中貿易摩擦、国内消費税引き上げの実施、さらに中国を発生源とする新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、大きなダメージを受け緊迫した状況にあります。その中で繊維業界は、東京オリンピックに関するユニフォーム特需があったものの、2年連続の暖冬の影響で冬物衣料の販売不振や、消費税増税の影響で百貨店・量販店の在庫が急増し、景況に大きな影を落としました。

このような状況の中、当社の当事業年度の業績は、売上高590,024千円（前事業年度比29.9%増）となり、営業損失59,784千円（前事業年度は9,269千円の営業損失）、経常損失48,444千円（前事業年度は3,026千円の経常損失）、特別利益に投資有価証券売却益18,762千円、特別損失に減損損失19,917千円などを計上した結果、当期純損失49,586千円（前事業年度は7,469千円の当期純損失）となりました。

(紡績事業)

紡績事業は、上期は堅調な受注を確保するものの残念ながら生産対応の人員不足から計画通りの生産数量を上げることができない状況が続きました。下期に入り人的問題は解消いたしましたが、当社主力商品であるアラミド繊維は、オリンピック関連の特需の終焉と自動車業界の減速の陰りが出始めました。また、長期にわたり減少傾向のポリエステル糸はさらにその傾向を強め、暖冬の影響で冬物商材の塩化ビニル系の受注が伸び悩みました。この結果、紡績事業の当事業年度の業績は、売上高366,727千円（前事業年度比15.6%減）、営業利益17,247千円

(前事業年度比75.5%減) となりました。

(テキスタイル事業)

当事業年度より本格的に取り組みを始めた中東向け民族衣装の生地販売は、主力販売先のサウジアラビアが政情不安定であることにより、周辺諸国のUAE・カタール・クウェートへの売り込み強化を図りました結果、事業初年度の先行コストの吸収はかありませんでしたが、新規事業の滑り出しとしては順調であり、中東地域にその販売の大きなくさびを打ち込みました。この結果、テキスタイル事業の当事業年度の業績は、売上高223,064千円、営業損失1,795千円となりました。

なお、各セグメントに配分していないセグメント損益の調整額は、全社費用73,334千円であり、主にセグメントに帰属しない一般管理費であります。

当事業年度の配当につきましては誠に遺憾ながら引き続き無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 対処すべき課題

当社は、継続的かつ安定的な収益基盤を確立して企業価値を高めることを目標としております。繊維業界におきましては、個人消費の落ち込みや企業活動の停滞により先行き不透明な状況で推移する見通しとなっております。

当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響に留意しながらも、紡績事業の生産体制強化、あらゆる紡績系の新製品の開発及び当社独自の販路開拓、テキスタイル事業の新たな付加機能による更なる拡販、ヘルスケア事業をかわきりとした新規事業への取り組みを推進し、業績改善に努めてまいります。

【継続企業の前提に関する重要事象等】

当社は、前事業年度から2期連続の営業損失を計上しており、当事業年度において59,784千円の営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローは62,345千

円のマイナスとなっております。こうした状況から当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するため下記の対応策に取り組んでおります。

① 既存事業の収益力の向上

紡績事業は、あらゆる紡績糸の新用途開発をベースに当社独自の販路開拓、地場織物加工メーカーとのタイアップによるポリエステル繊維の受注確保、工場歩留まりの更なる改善に取り組むとともに、既存取引先との更なる連携強化を図りながら紡績事業の強化を図ってまいります。また、テキスタイル事業につきましても、販路の拡大に取り組み収益力の向上に努めております。

② ヘルスケア事業への新規参入

ポリプロピレン不織布による医療用使い捨て防護服の販売及び「KITABO」ブランドによる不織布マスクの製造、販売に取り組み、新たな事業の実現に取り組んでおります。

③ キャッシュ・フローの改善

資金面では、保有資産の売却なども含め事業活動に必要な資金の確保に努めてまいります。また、取引金融機関と緊密な関係を維持するとともに、調達資金を有効に活用し、キャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

これらの対応策を進めていくことにより、当社は継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

単位：百万円（未満切捨）

| 期別 区分 | 2016年度 第94期 | 2017年度 第95期 | 2018年度 第96期 | 2019年度 第97期 (当事業年度) |
|------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売上高 | 413 | 445 | 454 | 590 |
| 経常利益(△損失) | 4 | 8 | △3 | △48 |
| 当期純利益(△純損失) | 5 | 40 | △7 | △49 |
| 1株当たり当期純利益(△純損失) | 0.47円 | 32.49円 | △6.05円 | △40.15円 |
| 純資産 | 474 | 590 | 558 | 465 |
| 総資産 | 1,265 | 1,397 | 1,353 | 1,328 |

(6) 主要な事業内容

| 事業部門 | 主要製品名 |
|----------|------------------------|
| 紡績事業 | 産業資材用ポリエステル短繊維・アラミド短繊維 |
| テキスタイル事業 | 中東向け民族衣装の生地の販売 |

(7) 主要拠点等

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 当社本社 | 石川県白山市福留町201番地1 |
| 松任工場 | 石川県白山市福留町201番地1 |
| 大阪営業所 | 大阪府大阪市中央区南本町1丁目5-15 ディワンチャンドビル8階 |

(8) 使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 69名 | +3名 | 43.2歳 | 13.8年 |

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入残高 |
|----------|--------|
| 株式会社北國銀行 | 528百万円 |

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況(2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 5,164,400株
- ② 発行済株式の総数 1,234,795株
(自己株式56,305株を除く。)
- ③ 当事業年度末の株主数 682名
- ④ 上位10名の株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|-----------------------|-------|--------|
| 合同会社サクセスインベストメント | 151千株 | 12.22% |
| 山上 豊 | 94千株 | 7.62% |
| 直山 秀人 | 93千株 | 7.55% |
| 株式会社SBI証券 | 74千株 | 6.01% |
| 松井証券株式会社 | 53千株 | 4.31% |
| 帝人株式会社 | 50千株 | 4.04% |
| 株式会社北國銀行 | 45千株 | 3.64% |
| 北日本紡績取引先持株会 | 37千株 | 2.99% |
| 宮脇 昌三 | 34千株 | 2.75% |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 33千株 | 2.72% |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(56,305株)を控除して計算しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率のパーセントは小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|--------------|----------|
| 仲治 文雄 | 代表取締役社長 | |
| 大杉 幸正 | 常務取締役 | |
| 栗林 昭典 | 取締役営業部長 | |
| 西川 康一 | 取締役総務部長 | |
| 本 秀行 | 取締役（常勤監査等委員） | |
| 岩網 大介 | 取締役（監査等委員） | 弁護士 |
| 宮川 知生 | 取締役（監査等委員） | 税理士 |

- (注) 1. 取締役岩網大介及び宮川知生は、社外取締役であります。
2. 取締役宮川知生氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高度な知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）岩網大介氏及び宮川知生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）北島勉氏は、2019年6月27日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
5. 当事業年度中に辞任した取締役

| 氏名 | 辞任日 | 辞任時の地位・担当および重要な兼職の状況 |
|-------|------------|---|
| 上中 康司 | 2020年11月8日 | 取締役 上中商事(株)代表取締役 ㈱建設経済新聞社代表取締役 シライ電子工業(株)取締役 |

6. 2020年5月1日開催の臨時株主総会において、粕谷俊昭氏、内田俊夫氏、篠原顕二郎氏、三田実氏及び望月徹氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。なお、粕谷俊昭氏は同総会終了後の取締役会において、代表取締役に選定され就任いたしました。
7. 取締役仲治文雄氏、栗林昭典氏及び西川康一氏は、2020年5月1日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役（業務執行取締役等である者を除く）である本秀行、岩網大介及び宮川知生の3氏と当社は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の額

| 区 分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|-------------------------|------------|----------------------|
| 取締役（監査等委員を除く） | 5名 | 14,300千円 |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 4名 (3名) | 3,500千円 (1,200千円) |
| 合 計 | 9名 | 17,800千円 |

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部統制室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、本秀行氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 社外役員の子な活動状況

| 氏 名 | 区 分 | 主な活動状況 |
|-------|----------------|---|
| 岩網 大介 | 取締役 (監査等委員) | 当事業年度開催の取締役会7回のうち7回全てに、監査等委員会5回のうち5回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 宮川 知生 | 取締役 (監査等委員) | 就任後開催の取締役会6回のうち6回全てに、就任後開催の監査等委員会4回のうち3回に出席し、税理士として専門的見地から適宜発言を行っております。 |

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

9,300千円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

9,300千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、当社を継続して監査しており、監査品質、監査効率において満足できる成果がでていること及び前事業年度の実績と当事業年度の計画を比較して監査内容、監査工数、報酬単価が妥当であると認め同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人による経営管理体制をとっております。取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために担当する部署の内部統制を整備するとともに必要な諸規則を制定し、周知徹底を図るとともに取締役会規則を遵守しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、「文書管理規程」その他の社内規定に則り、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、関連文書とともに保存・管理しております。取締役は、いつでもこれを閲覧することができます。

(3) 損失の危険に関する規定その他の体制

当社は、業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスク分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会、経営会議の各規定、組織規定等により、各取締役及び使用人の分掌と権限を定めております。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在、監査等委員会の職務を補助する使用人はありませんが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な範囲で配置することとしております。また、当該使用人の任命・異動等人事権に関する事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社が決定する重要事項は、監査等委員に報告することとし、更に内部統制室担当者が行う監査の結果、会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく報告いたします。監査等委員へ報告した者に対して、報告したことを理由として人事上の制裁処分その他不利益な取り扱いは行わないものいたします。

また、監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換を行うとともに、会社の重要会議に出席し、重要な意見決定や業務執行状況を把握いたします。更に、監査が実効的に行われることを確保するために関連部門が監査等委員補助を行うこととしております。

(7) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等に係る諸費用については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査等委員の請求により当該費用又は債務を処理することとしております。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行うこととしております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力、団体との取引はもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶します。当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部を対応部署として情報の集約を図り、顧問弁護士及び警察等関連機関との連携により適切に対応します。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備し、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

(1) 取締役の職務執行について

取締役は当事業年度において取締役会を7回開催し、法令及び定款その他諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

(2) 監査等委員の職務執行について

監査等委員は当事業年度において監査等委員会を5回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人並びに内部統制室と情報交換等を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) コンプライアンスについて

コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告を理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価等に関し不利な取り扱いをしないよう徹底しております。

(4) 内部監査の実施について

内部統制室は、監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の内部統制監査を実施しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 181,000 | 流動負債 | 581,391 |
| 現金及び預金 | 65,526 | 支払手形 | 3,501 |
| 売掛金 | 46,448 | 買掛金 | 24,207 |
| 商品及び製品 | 37,175 | 短期借入金 | 501,500 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,398 | 1年内返済予定の長期借入金 | 4,320 |
| 仕掛品 | 1,785 | リース債務 | 1,048 |
| 前渡金 | 10,519 | 未払金 | 17,422 |
| 前払費用 | 1,490 | 未払費用 | 6,656 |
| 未収入金 | 16,263 | 未払法人税等 | 3,391 |
| その他 | 393 | 未払消費税等 | 9,885 |
| 固定資産 | 1,147,472 | 賞与引当金 | 5,719 |
| 有形固定資産 | 846,546 | その他 | 3,737 |
| 建物及び構築物 | 17,035 | 固定負債 | 281,115 |
| 機械装置及び運搬具 | 25,843 | 長期借入金 | 22,800 |
| 工具器具備品 | 3,375 | リース債務 | 6,189 |
| リース資産 | 4,815 | 繰延税金負債 | 41,574 |
| 土地 | 795,477 | 再評価に係る繰延税金負債 | 199,501 |
| 無形固定資産 | 1,068 | 退職給付引当金 | 10,590 |
| ソフトウェア | 1,068 | その他 | 460 |
| 投資その他の資産 | 299,857 | 負債合計 | 862,506 |
| 投資有価証券 | 289,367 | (純資産の部) | |
| 敷金及び保証金 | 10,490 | 株主資本 | △35,035 |
| | | 資本金 | 714,000 |
| | | 資本剰余金 | 1,257 |
| | | 資本準備金 | 1,257 |
| | | 利益剰余金 | △697,324 |
| | | 利益準備金 | 178,500 |
| | | その他利益剰余金 | △875,824 |
| | | 従業員保護資金 | 13,000 |
| | | 配当引当積立金 | 10,000 |
| | | 固定資産圧縮積立金 | 42,641 |
| | | 繰越利益剰余金 | △941,466 |
| | | 自己株式 | △52,968 |
| | | 評価・換算差額等 | 501,002 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 54,365 |
| | | 土地再評価差額金 | 446,636 |
| | | 純資産合計 | 465,966 |
| 資産合計 | 1,328,473 | 負債・純資産合計 | 1,328,473 |

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|--------|---------|
| 売 上 高 | | 590,024 |
| 売 上 原 価 | | 535,296 |
| 売 上 総 利 益 | | 54,727 |
| 販売費及び一般管理費 | | 114,511 |
| 営 業 損 失 (△) | | △59,784 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 3 | |
| 受 取 配 当 金 | 8,724 | |
| 不 動 産 賃 貸 料 | 10,650 | |
| 為 替 差 益 | 3,183 | |
| そ の 他 | 672 | 23,234 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 10,677 | |
| そ の 他 | 1,217 | 11,894 |
| 経 常 損 失 (△) | | △48,444 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 18,762 | 18,762 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 19,917 | |
| そ の 他 | 492 | 20,409 |
| 税引前当期純損失(△) | | △50,090 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 956 | |
| 法人税等調整額 | △1,461 | △504 |
| 当 期 純 損 失 (△) | | △49,586 |

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | |
|---------------------|---------|-----------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 利 余 金 | |
| | | 資 本 準 備 金 | 資 本 利 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 714,000 | 1,257 | 1,257 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩額 | | | |
| 当期純損失(△) | | | |
| 自己株式の取得 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — |
| 当 期 末 残 高 | 714,000 | 1,257 | 1,257 |

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------------|---------------|-------------------|---------------|---------------|---------|---------|-------------|
| | 利 益 剩 余 金 | | | | | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剩 余 金 | | | | 利 益 剩 余 金 合 計 | | | |
| | | 従 業 員 保 護 資 金 | 配 当 引 当 積 立 金 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 繰 越 利 益 剩 余 金 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 178,500 | 13,000 | 10,000 | 46,050 | △895,289 | △647,738 | △52,504 | 15,014 | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩額 | | | | △3,409 | 3,409 | — | | — | |
| 当期純損失(△) | | | | | △49,586 | △49,586 | | △49,586 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △463 | △463 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — | △3,409 | △46,176 | △49,586 | △463 | △50,050 | |
| 当 期 末 残 高 | 178,500 | 13,000 | 10,000 | 42,641 | △941,466 | △697,324 | △52,968 | △35,035 | |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-------------------------|-----------------|---------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 96,755 | 446,636 | 543,392 | 558,406 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩額 | | | | — |
| 当期純損失(△) | | | | △49,586 |
| 自己株式の取得 | | | | △463 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △42,390 | | △42,390 | △42,390 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △42,390 | — | △42,390 | △92,440 |
| 当 期 末 残 高 | 54,365 | 446,636 | 501,002 | 465,966 |

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法に基づく原価法を採用しております。

たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-------|--------|
| 建物 | 15～45年 |
| 構築物 | 10～35年 |
| 機械装置 | 10年 |
| 車両運搬具 | 4年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 期末現在の売掛債権その他の債権額に対し、債権内容その他相手先の財政状態等により、合理的に見積もった額を計上しております。
なお、この方法により算出した貸倒引当金はありませんので、計上していません。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

- (3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
(消費税及び地方消費税の会計処理)
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- (1) 担保に供している資産
- | | |
|---------|-----------|
| 投資有価証券 | 69,585千円 |
| 建物及び構築物 | 15,688千円 |
| 土地 | 716,442千円 |
| 合計 | 801,715千円 |
- (2) 担保に係る債務
- | | |
|-------------|-----------|
| 短期借入金 | 501,500千円 |
| 1年以内返済長期借入金 | 4,320千円 |
| 長期借入金 | 22,800千円 |
| 買掛金 | 22,801千円 |
| 合計 | 551,421千円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,017,454千円
3. 土地の再評価
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価額及び同第2条第4号に定める地方税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公布した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。
 - ・再評価を行った年月日……………2000年3月31日
 - ・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 67,058千円

損益計算書に関する注記

(固定資産の減損損失に関する注記)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途 | 種類 | 場所 | 金額 |
|------|-----------|--------|----------|
| 紡績工場 | 建物及び構築物 | 松任工場 | 19,917千円 |
| | 機械装置及び運搬具 | 石川県白山市 | |
| | その他 | 福留町 | |

当社は、減損損失の算定に当たり、原則として場所別に区分しております。

松任工場に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（19,917千円）として特別損失に計上しております。

その内訳は次のとおりであります。

| | |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物 | 6,583千円 |
| 機械装置及び運搬具 | 9,659千円 |
| その他 | 3,674千円 |
| 計 | 19,917千円 |

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額に基づいて評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の数
普通株式 1,291,100株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 56,305株

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生原因は、固定資産圧縮積立金及びその他有価証券評価差額金であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達には、銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、信用調査等を実施することによりリスク低減を図っております。

投資有価証券は株式であり、市場リスクや発行会社の業績変動リスクがあります。四半期ごとに時価や発行会社の財務状況等の把握を行い、当該企業との関係を勘案して保有意義の見直しを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、支払期日が1年以内となっております。

短期借入金及び長期借入金は運転資金に係る資金調達であります。

また、営業債務、借入金の資金調達に係る流動性リスクは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成することにより流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約であります。なお、ヘッジ手段は為替予約であり、ヘッジ対象は外貨建売上債権、外貨建買入債務及び外貨建予定取引であり、外貨建債権債務の残高及び成約高の範囲内でヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジする方針です。また、ヘッジの有効性の評価の方法は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により有効性を評価しております。ただし、外貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を割り当てた場合は有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額 (※) | 時価 (※) | 差額 |
|----------------------|---------------------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 65,526 | 65,526 | — |
| (2) 売掛金 | 46,448 | 46,448 | — |
| (3) 投資有価証券 其他有価証券 | 265,050 | 265,050 | — |
| 資産計 | 377,024 | 377,024 | — |
| (1) 支払手形 | (3,501) | (3,501) | — |
| (2) 買掛金 | (24,207) | (24,207) | — |
| (3) 短期借入金 | (501,500) | (501,500) | — |
| (4) 長期借入金 | (27,120) | (27,120) | — |
| 負債計 | (556,328) | (556,328) | — |

(※) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは、すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式(貸借対照表計上額24,316千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社は、石川県の鳳珠郡能登町において賃貸用の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額 | | | 決算日における時価 |
|----------|-------|--------|-----------|
| 当期首残高 | 当期増減額 | 当期末残高 | |
| 56,801 | — | 56,801 | 57,301 |

(注) 時価の算定方法は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,249千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

| | |
|--------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 377.36円 |
| 1株当たり当期純損失金額 | 40.15円 |

重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2020年5月19日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2020年6月5日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の1株につき7株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

| | |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 1,291,100株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 7,746,600株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 9,037,700株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 36,150,800株 |

③分割の日程

| | |
|-------|------------|
| 基準日公告 | 2020年5月20日 |
| 基準日 | 2020年6月5日 |
| 効力発生日 | 2020年6月6日 |

④1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|---------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 64.59円 | 53.91円 |
| 1株当たり当期純損失(△) | △0.86円 | △5.74円 |

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式がありませんので記載しておりません。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

①定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年6月6日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

②変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更後定款 |
|---|--|
| 第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,164,400株</u> とする。 | 第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,150,800株</u> とする。 |

③定款変更の日程

効力発生日 2020年6月6日

追加情報に関する注記

新型コロナウイルス感染症の影響で国内外の景気悪化によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ただし、当社は、現時点での状況としては新型コロナウイルス感染症の影響は出ておらず、今後の業績については重要な影響は生じないと仮定し、現時点で入手可能な情報に基づいて計算書類等を作成しております。

その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

北日本紡績株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西村 大司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北日本紡績株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2020年6月16日

北日本紡績株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 本 秀行 ⑩

監査等委員 岩網 大介 ⑩

監査等委員 宮川 知生 ⑩

(注) 監査等委員岩網大介及び宮川知生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

新規事業への進出を図るため、現行定款第2条（目的）について事業目的を追加するものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|------------------------------|-------------------------------------|
| 第2条（目的）当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条（目的）当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1. 各繊維の紡績織布および加工 | 1. 各繊維の紡績織布、 <u>加工並びに販売</u> |
| 2. 不動産の売買・管理保全並びに賃貸借 | 2. 不動産の売買・管理保全並びに賃貸借 |
| 3. 損害保険代理業 | 3. 損害保険代理業 |
| 4. 水質浄化システムの製造販売 | 4. 水質浄化システムの製造販売 |
| 5. 省エネルギー装置の製造販売 | 5. 省エネルギー装置の製造販売 |
| （新設） | <u>6. 各種化学工業品の製造、加工並びに販売</u> |
| （新設） | <u>7. 各種機械・器具・装置の製造、修理並びに販売</u> |
| （新設） | <u>8. 各種医療機器・用具の製造、修理並びに販売</u> |
| （新設） | <u>9. 生化学製品の製造並びに販売</u> |
| （新設） | <u>10. 合成樹脂の製造、販売並びにリサイクル事業</u> |
| （新設） | <u>11. プラスチック成型品製造、販売並びにリサイクル事業</u> |
| （新設） | <u>12. 各種健康食品の製造、加工並びに販売</u> |
| （新設） | <u>13. 各種化粧品品の製造、加工並びに販売</u> |
| （新設） | <u>14. 各種コンサルタント業</u> |
| <u>6. 前各号に附帯、又は関連する一切の業務</u> | <u>15. 前各号に附帯、又は関連する一切の業務</u> |

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたします。

監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、三田実氏及び望月徹氏は現在取締役として選任されておりますが、本議案が承認可決されることを前提に取締役を辞任する予定であります。

本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 (株) |
|-------|---|--|-----------------------|
| 1 | もと ひで ゆき 本 秀 行 1951年3月22日生 | 1973年4月 ㈱北國銀行入行 1989年7月 同行 香港駐在事務所所長 2004年7月 同行 監査部長 2005年7月 アトム運輸㈱入社 取締役管理本部長 2016年4月 当社入社 内部統制室長 2016年6月 当社取締役（監査等委員） (現在) | 332 |
| | 取締役候補者とした理由 ㈱北國銀行における国内外での豊富な経験及び見識に基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有しており、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たすことが期待できることから、監査等委員である取締役の候補者といたしました。 | | |
| 2 | み た み の る 三 田 実 1975年9月23日生 | 1994年4月 日野金属産業㈱ 入社 2010年9月 同社 専務取締役 2016年8月 ㈱エムカン設立 代表取締役 (現在) 2020年5月 当社社外取締役 (現在) | 0 |
| | 社外取締役候補者とした理由 当社経営陣からの独立性を有するほか、㈱エムカンの代表取締役を務めており、その経歴を通じて培った経験・見識に基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有しており、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たすことが期待できることから、監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。 | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 生 年 月 日 | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 (株) |
|--|--|--|-----------------------|
| 3 | もちづき とおる 望 月 徹 1955年11月16日生 | 1979年4月 農林中央金庫 入庫 1983年4月 J P モルガン チェース 銀行 NY本店出向 1988年4月 大蔵省 出向 2001年4月 三菱商事(株) 国際戦略研究所 プロデューサー/コンサルタ ント 2009年4月 フィナンシャル・インスティ チュート(株) (現:エクステン ド(株)) 入社 2016年6月 桐生青果(株) 社外取締役 (現 在) 2020年5月 当社社外取締役 (現在) | 0 |
| <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>当社経営陣からの独立性を有するほか、長く金融業及びコンサルティング業に携わり、国内外を問わず、金融及び会社経営の分野に関する深い経験と見識を有しております。また、同氏は大蔵省への出向経験もあり、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由により当社のガバナンス経営に大きく貢献できるとともに、健全な会社経営のため、公正な立場から取締役会等において業務執行の監督の役割を果たすことが期待できることから、監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、本秀行氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本秀行氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。三田実氏及び望月徹氏の選任が承認された場合、当社との間で同様の当該契約を締結する予定であります。
3. 三田実氏及び望月徹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3ヶ月となります。
4. 三田実氏及び望月徹氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は三田実氏及び望月徹氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は本総会終結の時をもって任期満了により退任いたしますので、新たに史彩監査法人の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては監査等委員会の決定に基づいております。

1. 提案の理由

現会計監査人の監査継続期間を考慮するとともに、会計監査人に必要とされる専門性、独立性および品質管理体制等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

2. 会計監査人候補者

| | |
|-----|--|
| 名称 | 史彩監査法人 |
| 事務所 | 東京都品川区西五反田一丁目27番6号 市原ビル5階 |
| 沿革 | 2017年3月 設立 2018年7月 所在地を足立区伊興から品川区西五反田へ移転 |
| 概要 | 出資金 250万円 構成人員 13名 (2020年5月末日現在) 代表社員(公認会計士) 2名 社員(公認会計士) 3名 職員(嘱託含む) 8名 被監査会社数 10社 |

以上

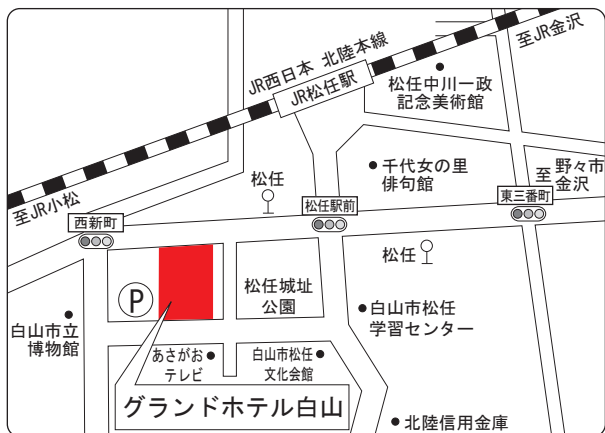
株主総会会場ご案内図

会 場：石川県白山市西新町152番地 7

「グランドホテル白山」

2階 グローリーホール

TEL (076) 274-0001



〔電車〕 JR西日本北陸本線「松任駅」南口下車、徒歩約3分。

〔バス〕 北陸鉄道バス「松任」経由の路線バスをご利用ください。「松任」バス停より徒歩約2分。

株主メモ

| | |
|-------------------|---|
| 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎年6月下旬 |
| 公告方法 | 電子公告 (http://www.ktbo.co.jp) |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 郵便物送付先 (電話照会先) | 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の 全国各支店で行っております。 |
| 上場金融商品取引所 | 東京証券取引所 市場第二部 |